10　第四項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における同項に規定する前事業年度の試験研究費の額の計算、第三項第二号において準用する第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第九項及び第四十二条の九第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十第一項中「令和八年三月三十一日までの期間」を「令和十年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十一年四月一日」を「令和八年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「平成三十一年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十五」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改め、同条第二項第一号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「各事業年度」の下に「並びに第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二を削る。

第四十二条の十一の三第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「この項及び次項」を「この条」に、「同条第三項」を「同法第十七条の二第三項」に、「次項において「拡充型計画」を「第一号及び次項において「拡充型計画」に、「、同号」を「、同条第一項第二号」に、「含む。以下この項」を「含む。以下この項及び次項第一号」に、「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等（取得又は建設をいい、取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）に伴って行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。第一号において同じ。）のための工事による取得又は建設を含む。次項において同じ。）をして」に、「の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる特定建物等（改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）　百分の十五（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして政令で定める要件を満たす場合には百分の二十とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次号及び次項各号において「移転型計画」という。）である場合には百分の二十五とする。）

イ　取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの

ロ　建設をした特定建物等

二　前号に掲げる特定建物等以外の特定建物等　百分の十（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）

第四十二条の十一の三第二項中「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等をして」に、「の百分の四（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定建物等　百分の四（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には百分の五とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には百分の七（当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には、百分の八）とする。）

二　前項第二号に掲げる特定建物等　百分の二（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

第四十二条の十一の三第七項中「ほか、」の下に「第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である場合における第四項に規定する離職者がいないかどうかの判定その他」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に、「第四十二条の十一の三第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日から第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日までの期間内において、これらの規定に規定する法人に離職者（当該法人の雇用者（次に掲げるものをいう。）であつた者で当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて雇用保険法第四条第二項に規定する離職をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

一　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するもの

二　法人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するもの